

令和7年度 県工事事務防止対策事業計画



令和7年3月
宮城県

目 次

はじめに

令和 7 年度県工事事務事故防止対策事業計画

1. 令和 6 年（暦年）事故の発生状況と傾向	2
2. 令和 6 年度事故防止対策の取組状況	5
3. 令和 7 年度県工事事務事故防止対策における重点事項	7
4. 令和 7 年度における具体的な取組	10
(1) 安全文化の創造	10
①法令等の遵守	10
②研修機会の拡充	12
③安全情報の一般公開	13
④優れた施工業者の選定	13
(2) 労働災害の防止	14
①労働災害の予防	14
②労働災害の再発防止	14
③工事発注者としての取組	15
(3) 安全管理体制の充実	16
①安全管理体制の充実	16

はじめに

本県においては、昭和 53 年に 7 人が死亡した土砂崩壊事故をきっかけに「県工事事故防止対策委員会」を設置し、安全管理体制の整備をはじめ、各工事現場における安全点検や安全管理に関する研修の実施等、労働災害の防止に取り組んでいます。

また、事故防止対策を総合的かつ計画的に進めるため、平成 8 年に第 1 次県工事事故防止対策推進計画（5 カ年計画）が策定されて以来、種々の施策を実施して事故防止に努めてきました。

令和 3 年度末に策定した第 6 次県工事事故防止対策推進計画（令和 4 年度～令和 8 年度）（以下「第 6 次推進計画」という）において、計画期間内の基本方針、目標及び重点施策を以下のとおり定めています。

【第 6 次県工事事故防止対策推進計画】

<基本方針>

- 「危険ゼロ」の実現を目指す

<目標>

- 死亡災害ゼロ
- 第 3 次計画（震災前）の労働災害死傷者数の実績（74 人）より減少させる

<重点施策>

- 「法令等の遵守」、「研修機会の拡充」、「労働災害の予防」、「発注者としての取組」

令和 7 年度県工事事故防止対策事業計画（以下「令和 7 年度事業計画」という）は、令和 3 年度末に策定した第 6 次推進計画に基づく年次計画となります。

令和 7 年度事業計画においては、令和 6 年の発生傾向を踏まえ、重点事項を設定し、効果的に実施していくこととしています。

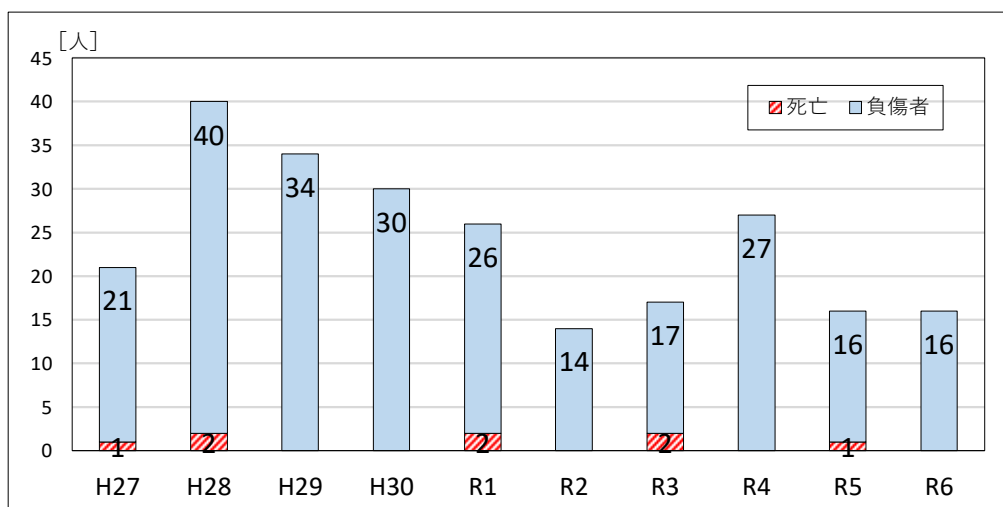
1. 令和6年（暦年）事故の発生状況と傾向

＜令和6年（暦年）の発生状況＞

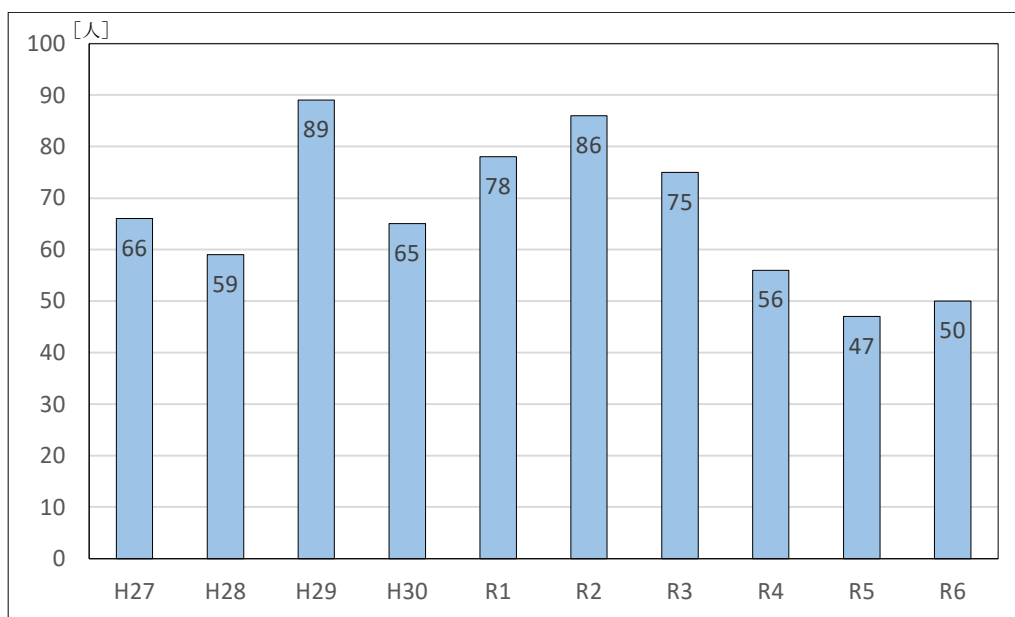
県発注工事における休業4日以上または全治30日以上の死傷者数は、東日本大震災以降、復旧・復興工事に伴い増加傾向が続き、平成25年に50人とピークを迎えました。その後、減少傾向に転じ、令和2年には14人まで減少し、震災前の水準（約15人）まで戻っています。

県発注工事における令和6年の休業4日以上または全治30日以上の死傷者数は、16人（うち死亡者0人）であり、令和5年と同数という結果となりました。

また、令和6年の物損公衆災害は50件で、令和5年と比べるとから3件増加し、震災前の平均約20件と比べると依然として高い水準で推移しています。



＜県発注工事における死傷者数の推移（直近10年間）＞



＜県発注工事における物損公衆災害の推移（直近10年間）＞

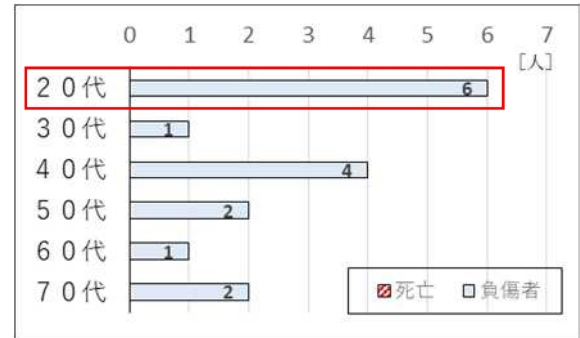
＜令和6年（暦年）の傾向＞

□ 労働災害

県発注工事における令和6年の休業4日以上または全治30日以上死傷者16人を「事故の型別」、「年齢別」、「施工体系別」、「発生月別」で分類し、令和6年の傾向を分析しました。

事故の型別で見ると、「墜落、転落」、「転倒」、「切れ・こすれ」による労働災害が全体の約7割（11人）を占め、多く発生しました。

年齢別にみると、20代が全体の約4割（6人）を占め、最も多く発生しました。

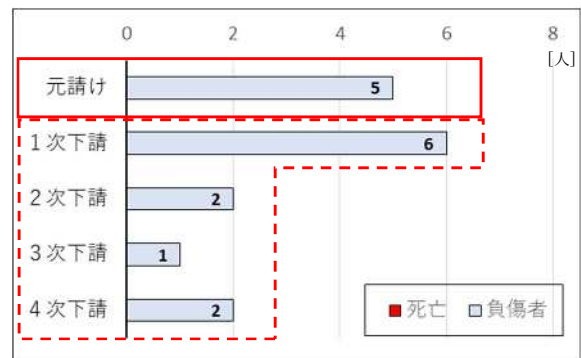
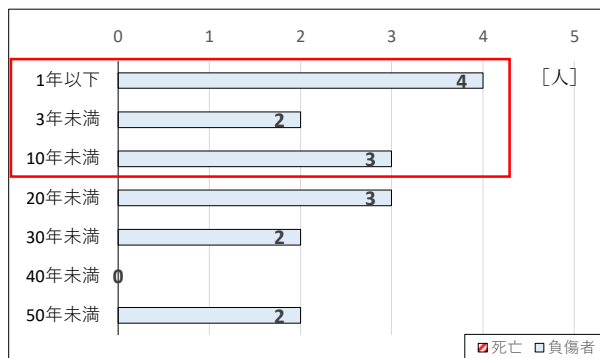


＜事故の型別による死傷者数＞

＜年齢別による死傷者数＞

経験年数別にみると、経験年数が10年未満の労働者における死傷者数が全体の約6割（9人）を占め、多く発生しました。また、経験年数10年以上の労働者における死傷者数は、減少したものの、全体の約4割（7人）を占め、依然として多い状況でした。

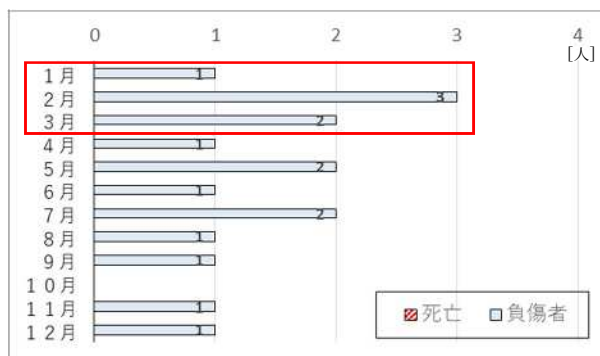
体系別にみると、下請業者における死傷者数が減少した一方で、元請業者における死傷者数が増加しました。1次下請が6件と最も多く、下請業者における死傷者数も全体の約7割（11人）と依然として多い状況でした。



＜経験年数別による死傷者数＞

＜施工体系別による死傷者数＞

発生月別でみると、冬期間（1月～3月）に発生した事故による死傷者が全体の約4割（7人）を占め、多く発生しました。

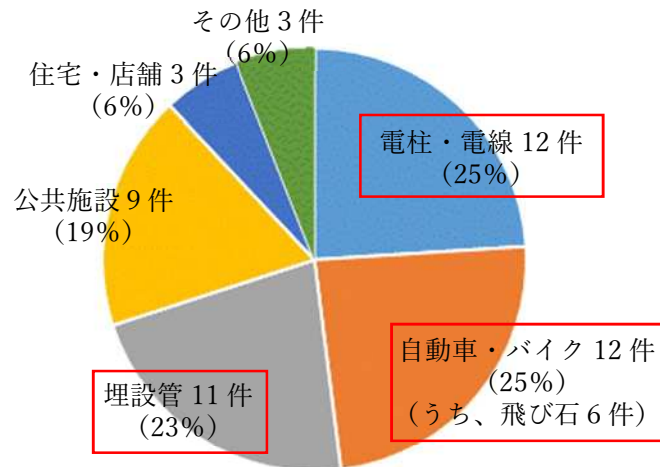


＜発生月別による死傷者数＞

□ 公衆災害

物損公衆災害（工事作業が起因して、第三者の資産に損害が生じた事故）は、50件となり、震災前（約20件）に比べ、依然として多く発生しました。

被害物件別にみると、「電柱・電線」が12件、「自動車・バイク」が12件、「埋設管」が11件と多く発生しました。



<令和6年物損公衆災害の内訳>

□ まとめ

- 「墜落、転落」「転倒」「切れ、こすれ」による死傷者が、多く発生しました。
- 20代の若手労働者における死傷者が、多く発生しました。
- 元請業者による死傷者が増加しました。下請業者による死傷者は、減少したものの、依然として多く発生しました。
- 冬期間（1月～3月）発生した事故による死傷者が、多く発生しました。
- 物損公衆災害は、「電柱・電線」、「自動車・バイク」、「埋設管」を損傷させる事故が多く発生しました。

2. 令和6年度事故防止対策の取組状況

令和6年度県工事事務事故防止対策事業計画においては、下記の重点事項を掲げ、各種取組を実施してきました。

◇令和6年度事故防止対策にかかる重点事項

- 1 現場の配置体制や下請承認に関する適正な手続きなどの適切な施工体制の徹底
- 2 「墜落、転落」「挟まれ、巻き込まれ」に分類される災害の防止
- 3 経験豊富な作業員への経験年数に応じた安全衛生教育の徹底
- 4 物損公衆災害（自動車・バイク）の防止（特に飛び石による被害の防止を徹底）

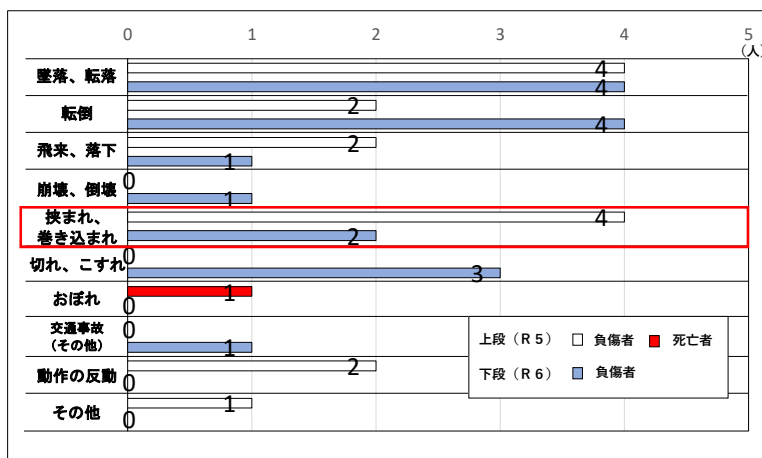
◇令和6年度事故防止対策の主な取組・成果

- ① 工事現場安全点検及び下請負点検の実施（これまでの効果的な取組に加えて、作業計画書の確認及び下請体制の確認（作業員の所属など）を全現場で実施）

⇒令和6年度の発注工事を対象に全部局の各課・事務所において、「墜落、転落」「挟まれ、巻き込まれ」による災害の防止を重点事項に掲げて現場安全点検を実施した結果、令和5年の死傷者数に比べて、重点事項に掲げていた「墜落、転落」については横ばいであったが、「挟まれ、巻き込まれ」については2人減少しました。

○実施した現場安全点検

総務部：	0箇所
農政部：	326箇所
水産林政部：	202箇所
土木部：	456箇所
企業局：	37箇所
計：	1035箇所

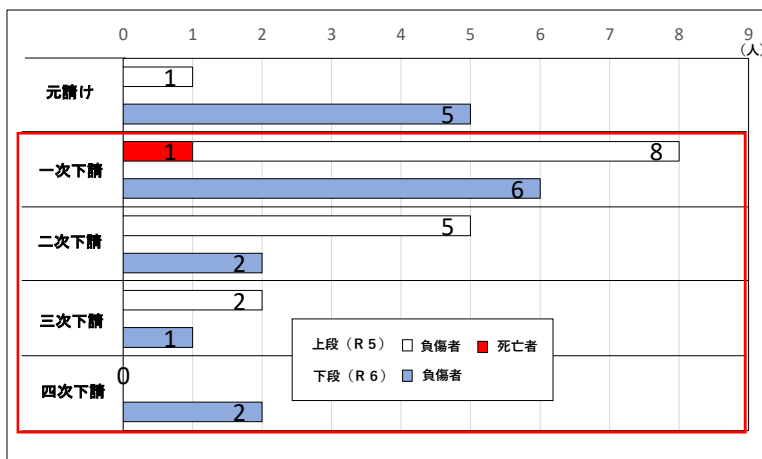


<事故の型別による死傷者数の比較>

また、県発注工事全てにおいて適切な施工体制の徹底を図るため、これまでは土木部の各課・事務所のみで実施していた下請負点検を、令和6年度より全部局の各課・事務所において実施した結果、令和6年の下請業者による死傷者が11人で令和5年と比較すると4人減少しました。

○実施した下請負点検

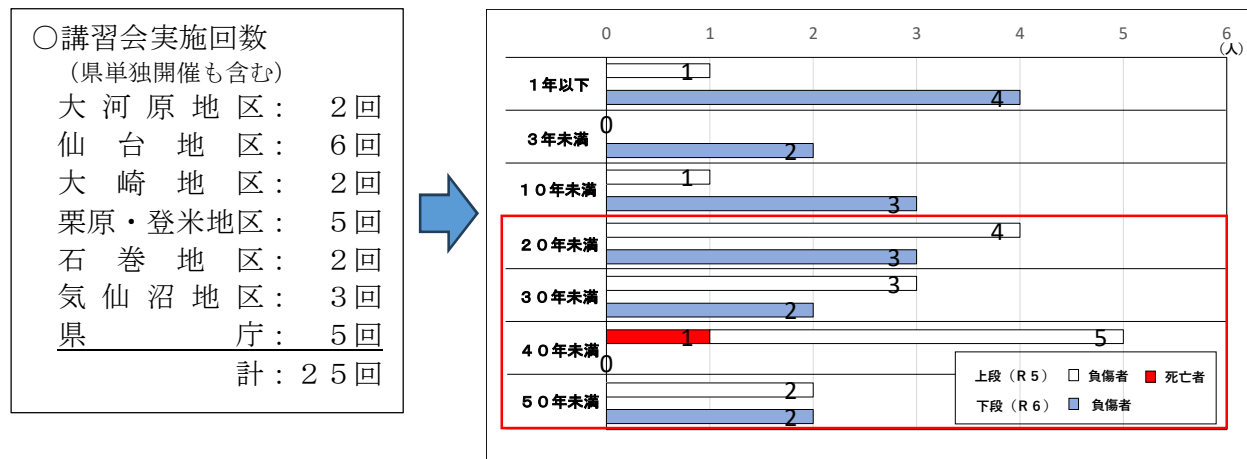
総務部：	13箇所
農政部：	102箇所
水産林政部：	118箇所
土木部：	269箇所
企業局：	35箇所
計：	537箇所



<施工体系別による死傷者数の比較>

② 安全講習会等の実施（型別の発生傾向及び経験豊富な作業員が起こしやすい事故事例を踏まえた講習会の実施）

⇒各地区の労働災害防止連絡会議において、型別の発生傾向及び経験豊富な作業員が起こしやすいヒューマンエラーによる事故事例を踏まえた講習会を労働基準監督署や建設業労働災害防止協会と共同で職員向け及び受注業者向けに実施した結果、経験年数が10年以上の作業員による死傷者数が7人で令和5年と比較すると7人減少しました。



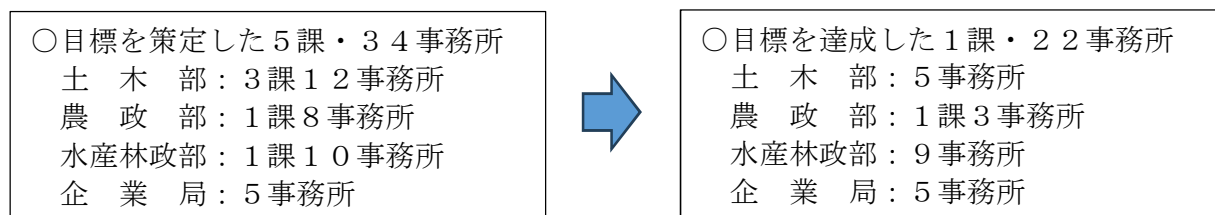
<経験年数別による死傷者数の比較>

また、飛び石防止への取組として、通知文書による注意喚起や安全講習会における飛び石防止対策の周知を行った結果、飛び石による物損公衆災害は、令和5年に比べて4件減少しました。

③ 各部局の各事務所における型別傾向を踏まえた目標設定及び具体的な取組の実施（現場事務所へ掲示、安全衛生教育時に下請業者へ配布・説明を実施するよう指導）

令和6年度に工事発注を予定する各部局（土木部・農政部・水産林政部・企業局）の課・事務所において、事故発生傾向を踏まえた安全管理目標と具体的な取組みを設定し、事故防止に取り組みました。

各課・事務所で設定した目標の達成状況については、全5課・34事務所のうち1課・22事務所で達成しており、事故防止に寄与しました。



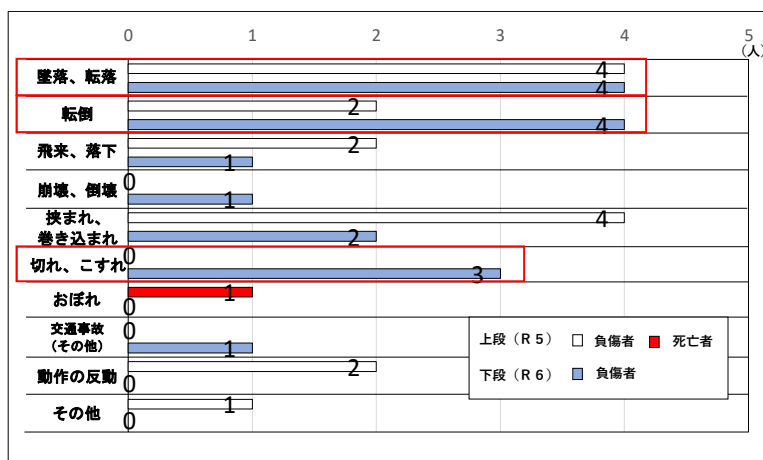
3. 令和7年度県工事事務事故防止対策における重点事項

令和7年度事業計画においては、令和6年の発生傾向を踏まえて、事故防止対策の課題を明確にし、重点事項を設定した上で、令和7年度の事故防止対策に取り組みます。

(1) 型別からみた対策の課題

令和6年に多く発生した「墜落、転落」、「転倒」、「切れ、こすれ」による事故の主な原因は、事故防止設備の未設置や作業計画の検討不足等となっております。

このことを踏まえ、適切なリスクアセスメントを踏まえた詳細な施工計画書や作業手順書の策定を行い、「墜落、転落」、「転倒」、「切れ、こすれ」に分類される事故の防止に取り組む必要があります。



<事故の型別による死傷者数の比較>

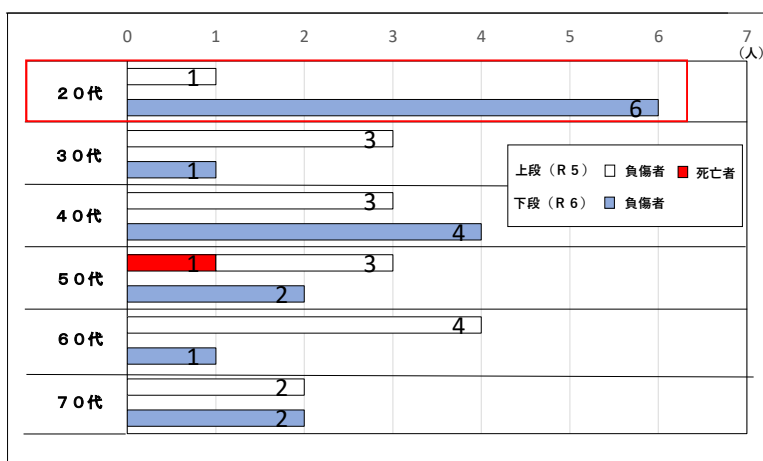
(2) 年齢別・経験年数別からみた対策の課題

令和6年は、50代以上の高齢労働者による事故は減少したが、20代の若手労働者における死傷者が大幅に増加しました。

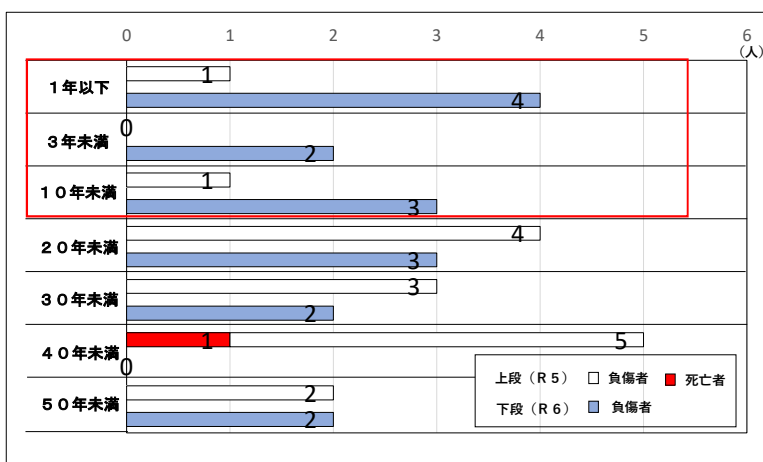
経験年数別においても、経験年数が10年未満の労働者における死傷者数が増加しました。

若手労働者における事故の主な原因は、詳細な作業計画の周知がされず、各作業時の注意事項に関する知識が乏しい状態で作業を行ったことによるものでした。

若手労働者における死傷者の増加に加え、経験年数が10年以上の労働者における死傷者も依然として多いことから、作業手順書やKY日誌の記載内容をすべての年代、とりわけ若手労働者が理解できる安全衛生教育等に取り組む必要があります。



<年齢別による死傷者数の比較>



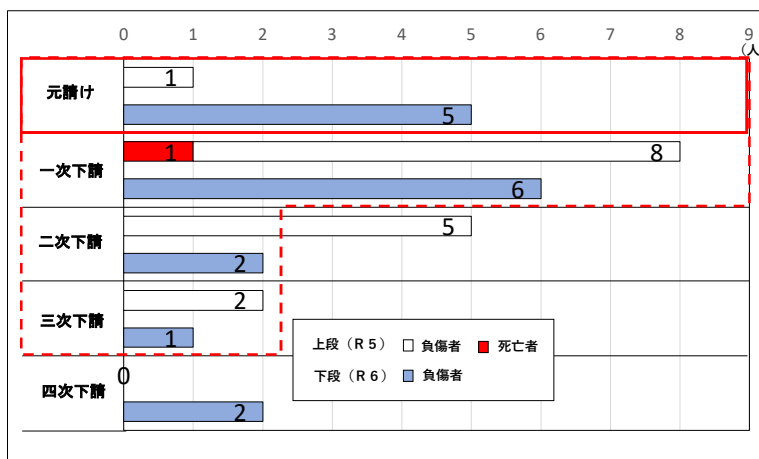
<経験年数別による死傷者数の比較>

(3) 施工体系別からみた対策の課題

下請による事故は、令和6年度から全部局の課・事務所において下請点検を実施した結果、減少しましたが、依然として多く発生しました。

また、元請業者における死傷者数が増加しました。

このことから、元請業者、下請業者問わず現場全体での適切な安全管理体制の構築を徹底する必要があります。

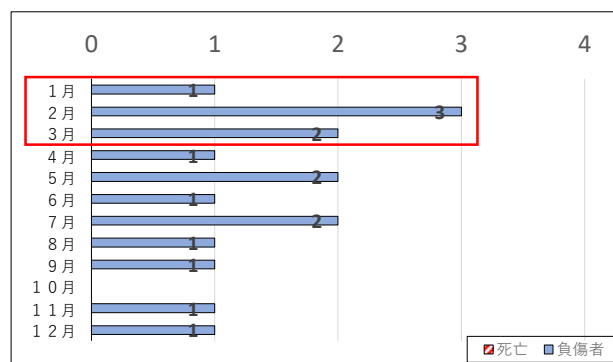


<施工体系別による死傷者数の比較>

(4) 発生月別からみた対策の課題

令和6年は、冬期間（1月～3月）に発生した事故による死傷者が、全体の約4割にあたる6人発生しております。事故の傾向としては、積雪や凍結による転倒事故や工期末における事故が多い状況でした。また、過去10年間でみると、1月～3月、12月に死傷者が多く発生している傾向です。

このことから、冬期間における事故防止対策の徹底を図る必要があります。



<発生月別による死傷者 (R6) >



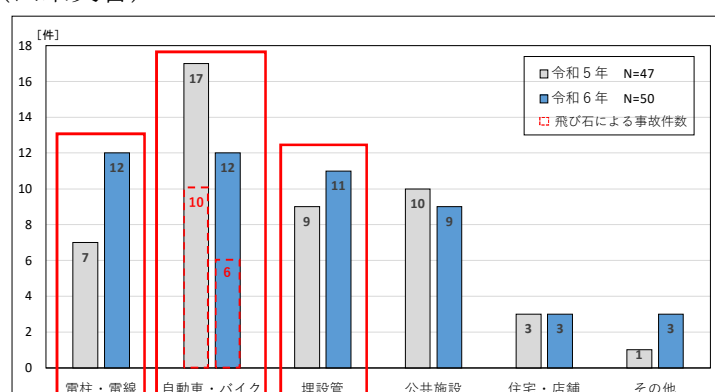
<発生月別による死傷者 (H27~R6) >

(5) 被害物件別からみた対策の課題（公衆災害）

「自動車・バイク」「電柱・電線」、「埋設管」を損傷させる事故が多く発生しました。

「自動車・バイク」のうち、飛び石による事故が令和5年に比べて4件減少したものの、依然として約半数を占めるほど多く発生しています。

このことから、「支障物に関する事前調査、現場での明示、作業員への周知の徹底」や「飛び石対策の徹底」に取り組む必要があります。



<被害物別による物損公衆災害発生件数>

以上の課題を踏まえて、下記のとおり 5 つの重点項目を設定し、事故防止に取り組んでいきます。

重点事項

- 1 「墜落、転落」「転倒」「切れ、こすれ」に分類される労働災害の防止
- 2 すべての年代、とりわけ若手労働者が理解できる安全衛生教育等の徹底
- 3 現場全体における適切な安全管理体制の徹底（特に冬期間（12月～3月））
- 4 物損公衆災害（電柱・電線、自動車・バイク（飛び石）、埋設管）の防止

4. 令和7年度における具体的な取組

上位計画である第6次推進計画において、「安全文化の創造」、「労働災害の防止」、「安全管理体制の充実」の3つを大項目に設定し、具体的な取組内容を中項目及び小項目に設定しています。

【第6次推進計画における大項目及び中項目】		
【安全文化の創造】 ・法令等の遵守 ・研修機会の充実 ・安全情報の一般公開 ・優れた施工業者の選定	【労働災害の防止】 ・労働災害の予防 ・労働災害の再発防止 ・工事発注者としての取組	【安全管理体制の充実】 ・安全管理体制の充実

※詳細については、第6次推進計画を参照

本事業計画においても、第6次推進計画の大項目・中項目・小項目に沿って、先に設定した重点事項を基本に、下記のとおり具体的な取組みを実施していきます。

(1) 安全文化の創造

①法令等の遵守

イ 工事現場安全点検等の実施

「県工事安全管理監督規程（昭和54年4月1日施行）」及び「県工事安全管理監督実施要綱（平成17年4月1日施行）」に基づき、安全管理監督職員を配置し、各課（室）・地方公所毎に安全管理監督職員が、**全発注工事で最低年1回以上の点検を実施する**とともに、各地区労働災害防止連絡会議による合同安全点検を実施します。

上記の安全点検に加えて、冬期間（12月～3月）に施工する工事全てを対象とした冬期間特別現場一斉点検を実施します。

[安全点検における重点ポイント]

■ 共通

- ①保安施設、注意看板等の適正な設置
- ②4S（整理・整頓・清掃・清潔）
- ③注意喚起を促す掲示などによる「危険の見える化」
- ④施工計画書・作業手順書の記載内容（詳細で、わかりやすい記載内容であるか）
- ⑤KY活動等における作業手順の周知状況（特に、若手労働者が作業手順を理解しているか）

■ 墜落・転落

- ①墜落制止用器具の使用（原則、フルハーネス型を使用）
- ②昇降設備の設置状況（設置場所の安定性、固定の有無、滑り止め対策の有無など）
- ③足場の設置状況（2段手すりや幅木等の有無、作業床幅及び床材間の隙間の確認）

■ 転倒

- ①現場内の除雪・融雪作業状況
- ②濡れている敷鉄板やコンクリート面上における作業時の注意事項の周知状況

■ 切れ・こすれ

- ①作業計画書への各作業で使用する工具等に関する内容の記載状況

■ 崩壊・倒壊

- ①掘削勾配の確認
- ②支保工の設置状況

■挟まれ・巻き込まれ

- ①重機と人の配置状況（保安施設等による分離措置）
- ②合図者配置状況、現場内での合図方法の統一化
- ③クレーン等安全規則の遵守

■飛来・落下

- ①資材の落下防止対策状況（適切な玉掛け用具の選定）
- ②吊り荷作業時における介錯ロープに使用

■公衆災害

- ①架空線や埋設物等の支障物に関する事前調査状況
- ②現場における架空線や埋設物位置の明示状況
- ③第三者に対する作業場の立入禁止対策

ロ 安全衛生管理計画等の指導徹底

現場の実態を踏まえた施工計画書を作成するよう監督職員が指導します。施工計画書の安全衛生管理計画に関する事項（宮城県土木部制定施工計画書作成要領（案）に規定）については、監督職員だけでなく安全管理監督職員等を含めて確認します。

また、安全衛生管理に関する施工業者の実施状況については、施工計画書、作業手順書や施工体系図等の工事関係書類及び施工体制の点検等により内容を確認のうえ、安全衛生管理の履行の指導徹底を図ります。

特に、作業手順書等に作業手順が詳細に記載されていないことから、労働者独自による作業方法で施工した際に事故が発生している事案が見られることから、工事現場安全点検や現場立会時に、作業手順書や施工計画書等の記載内容が、すべての年代、とりわけ若手労働者が理解できる詳細で、わかりやすい記載になっているかを確認するとともに、注意喚起を図ります。

ハ 元請負業者と下請負業者との適正な契約締結の徹底

建設業法に基づく立入検査等を通じ、一括下請負の禁止や技術者の専任配置等に関する法令遵守の徹底を図るとともに、元請負業者と下請負業者との間で対等な関係による適正な契約が締結されるよう、「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づき、双方が遵守すべき事項について指導徹底を図ります。

特に、固定費であるべき法定福利費（健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料）が受注競争のため変動費化していることが懸念されているため、法定福利費の条件明示及び不正の疑いあるものについては、必要な措置を実施していきます。

また、下請けの承認を得ていない業者に工事の一部を施工させる事案（契約違反）が見られることから、受発注者ともに、下請け承認に関する手続きの徹底を図るとともに、現場に従事している作業員の所属確認等について、全工事で最低1回実施します。

ニ 一人親方等の安全及び健康の確保

平成29年3月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）」が施行されたことを踏まえ、「宮城県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画」を策定し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進しています。

特に、一人親方等に関しては労働安全衛生法が適用されないため、業務中の被災を把握した場合、労働基準監督署へ情報提供し関係機関及び関係団体と共有して実情を把握します。

また、一人親方等は労災保険の対象とならないことから、講習会等で周知し労災保険の特別加入制度への加入促進等の徹底を図ります。

ホ 安全衛生管理の手引きの活用等

発注者向けに、現場安全点検における是正指導事例や、労働災害別の安全衛生管理方法をまとめた「監督員のための安全衛生管理の手引き」を積極的に活用し、元請負業者及び下請負業者等（一人親方等の個人事業者を含む）の工事関係者の安全衛生管理技術の向上を支援します。

また、厚生労働省で公表している「職場のあんぜんサイト」（職場の安全を応援する情報発信サイト）を活用するなど、事故防止に向けた情報収集に努めます。

②研修機会の拡充

イ 安全講習会等の実施

令和6年の事故の発生傾向を踏まえた、令和7年度の重点事項をテーマに各地区労働災害防止連絡会議主催の施工業者を対象にした安全管理講習会と、発注機関毎の安全管理講習会を実施します。

令和7年度講習会テーマ（予定）

講習テーマ	内容
労働災害 「墜落、転落」「転倒」 「切れ、こすれ」 ＜重点事項1＞	・ 事故事例の紹介 ・ 墜落防止対策（昇降設備や足場の設置時の注意事項） ・ 滑りによる転倒防止対策
作業計画書・作業手順書 ＜重点事項2＞	・ 事故事例を踏まえた策定時の注意事項（詳細でわかりやすい記載にする、使用工具の明確化する、など）
公衆災害 ＜重点事項4＞	・ 飛び石対策事例 ・ 支障物（電線や埋設管）に対する公衆災害防止対策

ロ 安全管理研修の実施

発注者対象の安全管理研修においては、特に若手職員を中心とし、講習・勉強会を開催します。講師は、労働基準監督署、安全衛生管理士、安全衛生コンサルタント等に依頼し、工事発注者としてのスキルアップを図ります。

また、安全パトロールは、安全管理監督職員と工事監督員（若手職員等）による合同パトロールとし、実践的な安全点検の実施能力の向上を図ります。

ハ 労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）の普及

職場における労働安全衛生水準の一層の向上を図るため、安全衛生に係るリスクの低減に効果的で、連続かつ継続的な安全衛生活動を自主的に行う安全衛生管理の仕組みである「労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS：Occupational Health & Safety Management System）」について、安全講習会等を通じて普及・定着を図ります。（※平成30年3月には国際規格であるISO45001が発行されている。）

ニ 継続教育（CPD）の普及

各地区労働災害防止連絡会議で開催する請負業者向け安全講習会を継続教育（CPD：Continuing Professional Development：技術者の継続的な専門教育）対象と位置づけて、受講者が配置技術者となった場合の労働安全衛生の意識向上を図ります。

③安全情報の一般公開

イ 工事現場のオープン化

県発注工事において建設関係団体と連携し、工事現場の見学会などを行うことで、建設業の魅力を発信することで、建設業のイメージアップを図っていきます。

また、注目度の高い工事現場では、各団体、学校等からの現場見学希望について積極的に対応するとともに、広報活動（工事説明の看板設置等）を推進し、県民が見学できる公開型工事現場の実現を目指します。

ロ 安全情報公開の促進

宮城県のホームページ等の情報提供手段を利用し、県工事事故防止対策推進計画及び県工事事故防止対策事業計画などに関する安全情報を広く一般に公開します。

併せて、現場見学会の実施状況についても、ホームページに掲載し、安全情報公開の促進を図ります。

④優れた施工業者の選定

イ 入札制度における安全管理の評価

総合評価落札方式における評価項目のうち、施工計画及び技術提案等の評価において、現場条件を踏まえた安全管理を適切に評価します。

ロ 工事成績への適正な加点

「県工事成績調書におけるリスクアセスメントの加点措置要領（平成 25 年 4 月 1 日施行）」に基づき、リスクアセスメントを実施した場合、工事成績調書の創意工夫の項目で最大 2 点を加点します。

また、安全管理が不適切な場合には、工事成績評定で減点するとともに、監督職員からの文書による改善指示が行われた場合には「企業評価（不誠実な行為）データベース」に記載し、総合評価落札方式における企業評価の一項目である「不誠実な行為」へ反映させていきます。

ハ 工事関係者の表彰

- ・建設工事事故防止優良者表彰

「宮城県建設工事事故防止優良者表彰事務取扱要領（令和 5 年 5 月 17 日施行）」に基づき、工事における安全管理に対する取組が優良な現場代理人を表彰します。（令和 6 年度実績：166 人）

なお、特に優良な現場代理人は、東北地方安全施工推進大会（S A F E T Y）（国土交通省東北地方整備局との共催）に推薦します。

- ・優良専門工事業者表彰

現場で活躍している下請の専門工事業者の取組を評価し表彰を行います。（令和 6 年度実績：57 社）

ニ 安全管理措置の不徹底に対する罰則

「建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（令和 6 年 4 月 1 日施行）」に基づき、安全管理措置の不適切についての措置要件に該当するときは、情状に応じて期間を定め指名停止等の措置を行います。

また、建設工事入札参加登録資格審査（主観的事項）において、指名停止を受けた事業者を減点評価します。（過去 2 年間分、月数×-10 点）

(2) 労働災害の防止

①労働災害の予防

イ リスクアセスメントの実施に向けた取組

平成 18 年 4 月に改正された、「労働安全衛生法第 28 条の 2 及び同第 2 項」に基づいて厚生労働省より通達された「危険性又は有害性の調査等に関する指針」に従い、リスクアセスメントの実施に向けた取組を継続します。

【対象】全ての工事

- ・リスクアセスメントの施工計画書への記載
- ・リスクアセスメントの現場での実施
- ・工事成績評価への加点

ロ 快適な職場環境づくりに向けた取組

仕事による疲労やストレスを感じることをない働きやすい快適な職場環境づくりの導入に向けて、労働安全衛生法第 71 条の 3 の規定により厚生労働大臣から公表された「快適職場指針」に基づき、以下の項目について取組めます。

- ・作業環境の管理
- ・作業方法の改善
- ・労働者の心身の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備
- ・その他の施設・設備の維持管理

また、引き続き、高齢者労働者の労働災害が多いことを踏まえ、労働者に配慮した以下の作業方法や作業環境の改善に向けた取組を推進します。

- ・エイジフレンドリーガイドライン（※厚生労働省作成。概要版を 17 ページに添付）に基づき、高年齢労働者に対する労働災害防止対策の取組事例等を講習会等にて紹介し、快適な職場環境づくりに努めます。

女性技術者の登用の促進や女性が働きやすい職場環境の整備などを目的に「女性活躍推進モデル工事」を実施します。

インターネットを介した打合せ（ウェブ会議）、ウェブカメラを活用した遠隔臨場による現場立会、工事情報共有システム（ASP）の活用など、移動時間の削減等による業務の効率化を図ります。

ハ 安全作業を可能とする新技術・新工法の積極的な活用

調査・測量から設計・施工・維持管理までのあらゆるプロセスで ICT 等を活用して建設生産システム全体の生産性向上を目的に取り組む「i-Construction」について、国土交通省及び建設関係団体等と積極的に連携を図ると共に、総合評価落札方式の生産性向上において最大 2 点の加点評価し取組を推進します。

ICT の全面的な活用（ICT 土工等）について、BIM/CIM による 3 次元データの活用や ICT 建機による施工などについて積極的に活用を促進していきます。

②労働災害の再発防止

イ 事故調査

事故が発生した場合は、各部局における安全対策委員会を、それぞれの設置要綱及び運営要領に基づき開催し、類似事故の再発防止対策等に反映します。

休業 4 日以上、全治 30 日以上等の事故が発生した場合は、事故報告書の提出を徹底し、是正措置及び再発防止対策を確実に実施します。

ロ 建設工事事務データベース等の活用

県発注工事で発生した労働災害の起因別等の統計データや、国土交通省で運用している建設工事事務防止データベース（SAS）を活用し、事故発生原因等の調査・分析を行い、その結果を安全講習会等で周知するなど、労働災害の再発防止に努めます。

③工事発注者としての取組

イ 安全を考慮した適正な経費の計上

工事の発注に当たっては、適正な労務及び資材単価のもと、現場の実態に即した施工条件を踏まえ、施工時の安全衛生を確保するために必要となる適正な経費を計上するとともに、必要な事項を特記仕様書等に条件明示します。

また、各部局の安全対策委員会等を活用し、工事発注時、現場条件の変更時等の各段階において、安全に配慮した設計内容を審査して建設工事における事故を予防します。

ロ 適切な工期の設定及び工事発注の平準化

工事発注にあたっては、施工者が安全衛生に配慮した余裕のある施工管理を行えるように、週休2日の徹底、労働時間の短縮、工事の規模、難易度や地域の実情、不稼働日等を踏まえた適正な工期の設定を行うとともに、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為、ゼロ県債及び繰越の柔軟な運用等を有効活用し、発注・施工時期の平準化を図ります。

工期設定支援システムを活用した工期設定などを活用し、適切な工期設定に向けて取り組んでいきます。

ハ 施工条件や工事内容の変更への対応

当初の施工計画に対し施工方法等に変更が生じた場合は、変更施工計画書の事前提出について徹底を図ります。

また、施工条件等の変化や、施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合などにおいて、やむを得ず工事内容の変更を行う場合には、「設計変更ガイドライン」及び「工事一時中止ガイドライン」に基づき、安全衛生対策の見直しを含め、適切に工事内容の変更や工事一時中止の手続きを行い、それに伴って必要となる経費や適切な工期の変更を行います。

ニ 建設業における働き方改革の推進

建設工事従事者の安全の確保については、労働安全衛生法令等の遵守に加え、受発注者が一体となった労働災害防止に向けた取組の促進が必要です。その前提として、建設工事従事者の働き方改革の推進及び処遇の改善に資する以下の取組を、令和7年3月に策定した「第4期みやぎ建設産業振興プラン」と連携して展開します。

- ・適切な賃金水準の確保
- ・建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進
- ・計画的な休暇取得の推進
- ・時間外労働の是正
- ・建設工事従事者の安全及び健康確保

また、令和元年施行の働き方改革関連法に伴い、時間外労働の上限規制が見直され、建設業は令和6年4月から適用となったことから、発注者として週休2日を確保した適正な工期の設定を徹底するほか、働き方改革の各種取組に努めていきます。

ホ 各部局、各事務所における目標設定及び具体的な取組の実施

各部局（土木部、農政部、水産林政部、企業局）の各事務所において、型別傾向を踏まえた安全管理目標及び具体的な取組内容を定め、さらなる事故防止体制の確立を図ります。

なお、作成する安全管理目標については、数値目標を設定し目標達成に向けた具体的な取り組みを記載し、実施していきます。（参考様式は18ページに添付）

また、作成した安全管理目標は、下記のとおり実施します。

- ・各事務所で掲示し、土木部事業管理課HPにも掲載します。
- ・受注者へ配布して周知を図るとともに、現場事務所への掲示及び安全衛生教育等で下請業者を含む作業員全員へ周知するよう依頼します。

（３）安全管理体制の充実

①安全管理体制の充実

イ 安全管理監督職員の配置

県工事安全管理監督規程（昭和54年宮城県訓令甲第9号）第4条に基づき、県工事の工事発注担当各課・各公所に安全管理監督職員を配置し、各課・各公所の安全点検や安全講習会の実施及び関係機関との連絡体制を確立します。

ロ 専門家や関係機関との連携

建設工事関係者ゼロ推進連絡会議において、労働災害の発生状況及び建設業における労働災害防止対策、並びに建設業に対する監督指導等について情報交換や協議等を行います。

また、各地区労働災害防止連絡会議を開催するとともに、それぞれの計画に基づき、合同パトロールや県工事における労働災害防止に関する安全管理講習会を行います。

ハ 国や関係団体との連携による取組

安全衛生に配慮した発注の促進、統括安全衛生管理の徹底のための安全衛生パトロールの実施等の取組を協議し、合意したものを実行に移していくことにより、建設工事における労働災害の一層の減少を図ることを目的に、発注機関、施工者、労働災害防止行政関係者で構成する「建設工事関係者ゼロ推進連絡会議」を平成30年度に設置しております。

県としては、令和7年度も引き続き、建設工事関係者ゼロ推進連絡会議と連携し、安全衛生活動への取組を推進していきます。

【建設工事関係者ゼロ推進連絡会議構成員】

宮城労働局
東北地方整備局
東北農政局
宮城県
建設団体等

高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要 (エイジフレンドリーガイドライン)

厚生労働省HPより

このガイドラインは、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の健康づくりを推進するために、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです※。

※ 請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。
(平成30年は26.1%)
- 労働者千人当たりの労働災害件数(千人率)では、男女ともに若年層に比べ高年層で相対的に高い。
(25～29歳と比べ65～69歳では男性2.0倍、女性4.9倍)

<年齢別・男女別の労働災害発生率(千人率) 平成30年>



高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要

※経済財政運営と改革の基本方針(令和元年6月閣議決定)において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

求められる取組

- 事業者** 高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。**
- 労働者** 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

事業者求められる取組

(1～5のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む)

- 1 安全衛生管理体制の確立等
 - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
 - 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 2 職場環境の改善
 - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
 - 集団及び個々の高年齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 5 安全衛生教育
 - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
 - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練



労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高年齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用(令和2年度創設予定)
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用(安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等)
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

〇〇〇〇事務所から 県工事受注者の皆さまへお願い

県では、事故防止を図るために「第〇次県工事事故防止対策推進計画」及び「令和〇年度工事事故防止対策事業計画」を策定しております。令和〇年度県工事事故防止対策事業計画では、工事事故の発生傾向を踏まえ、事務所ごとに安全管理目標及び具体的な取組を定めて、重点的に実施していくこととしております。

このことから、〇〇事務所では、下記のとおり安全管理目標を設定し、目標達成のための具体的な取組を掲げ、事故防止に取り組んでいくこととします。皆様のご協力をお願いいたします。

安全管理目標

労働災害について

- ・ 事故件数（軽微な事故を含む）、「〇件以内（前年比〇%の減少）」を目標とします。
- ・ 特に、重機作業中の事故は「〇件」を目標とします。

公衆災害について

- ・ 「〇件以内（前年比〇%の減少）」を目標とする。
- ・ 特に、埋設管接触事故は「〇件」を目標とします。

具体的な取組

- 監督職員及び主任監督員による現場点検を月〇回必ず行う。
- 「転倒」事故が多いことから、危険の見える化や4 S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底、防滑靴の着用など安全パトロール等を通じて指導する。
- 掘削作業を行う場合、埋設管接触事故が生じないように、埋設管の有無について事前確認を徹底する。
- 「慣れ」や「慢心」が原因となる事故が多いことから、定期的に発注者自ら現場に向かい注意喚起を行う。

令和〇年の事故事例

発生日時：令和〇年〇月〇日（〇）〇〇：〇〇頃

事故の型：墜落

被災状況：骨折（全治〇〇日）

事故状況：バックホウでの重機作業中に、オペレーターが
作業計画にない行動をしたことで、監視員にぶつかりそうになったため、監視員が避けよう
としたところ、足が滑り〇m 下に落下したものの。

事故原因：漫然作業による事故発生、作業計画にない行動によるもの。など

写真など

写真など

各種紹介

- 「第6次県工事事故防止対策推進計画」（宮城県事業管理課 HP）
URL：「<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/dai6jisuisinnkeikaku.html>」
- 「令和7年度県工事事故防止対策事業計画」（宮城県事業管理課 HP）
URL：「<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/reiwa6jikoboushitaishaku.html>」
- 「職場のあんぜんサイト」（厚生労働省 HP）
URL：「<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/#>」
- 「エイジフレンドリーガイドライン」（厚生労働省 HP）
URL：「https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10178.html」

QRコード



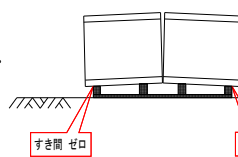
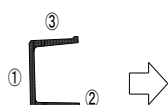
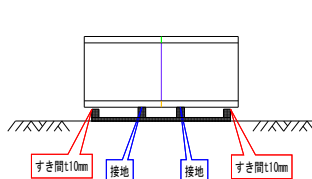
コンクリート二次製品の据付作業手順書

Point1
各作業における使用工具を明記
⇒労働者の独自判断による不適切な工具の使用を防止

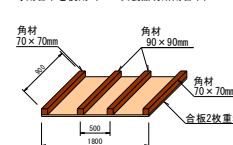
作 業 名	二次製品の切断作業	保 護 具	保護帽・安全チョッキ・防振手袋・保護メガネ・シールド
使 用 機 械	バックホウ（クレーン仕様）	免 許	車両系建設機械運転技能講習修了証 小型移動式クレーン運転技能講習（5t未満）
使 用 工 具	ワイヤー、シャックル、吊金具、介錯ロープ、 パール、エンジンハンドカッター	資 格	玉掛技能講習修了証
		安全衛生教育	振動工具

作業区分	作業の手順 (主なステップ)	急 所 (安全・正否・やりやすく)	危険性・有害性等	安全対策 (急所・注意事項)	備 考
作業開始前準備	1. 玉掛用具の点検 2. 荷卸場所等の確認	① ワイヤーのキンクや素線切れがないか確認。 ② フックに変形、摩耗、亀裂、キズ、腐食、錆などがないか確認。 ① 作業場所が地盤が安定しているか、人と重機との分離措置がされているかを確認後、重機を移動。 ② 荷卸し作業に係る合図方法を確認。	・ 玉掛用具の損傷により、吊荷が落下し、作業員が怪我をする。 ・ バックホウの転落・転倒	・ 点検色のテープをワイヤーに巻き、点検実施の有無等が目視で確認できるようにする。 ・ ワイヤーやフックの点検は、複数人で目視確認する。 ・ 作業場所の確認時に、路肩や法面の状況を確認。 ・ 合図方法を作業前に再度確認する。	
切断作業	1. 二次製品の荷卸 2. 切断	① 荷の重心の位置を正確に判断し、荷崩れ、ロープの滑りがないように玉掛位置を選定。 ② 角張った荷物には、当て物を装着。 ③ 吊角度は60° 以内に作る。 ④ 吊り荷の位置を調整する際は、介錯ロープを使用。 ① 切断完了後、カッターの刃が挟み込まれないようにするため、切断作業は台木の上で行う。 ② 台木の配置は下記の図の通り配置し使用する。 ③ 運転作業はハンドルを両手でしっかり持ち機械を保持する。 ④ 対象物は、常に正面に切断面が来るよう、回転を行い各面を切断する。	・ 吊荷の落下によって作業員が怪我をする。 ・ 重機と人が接触して怪我をする。 ・ 製品がぐらつき作業員が挟まれケガをする。 ・ 指詰め、足詰め、刃のはねかえりで身体を傷つける。 ・ 切断面の隙間が狭くなり刃が挟み込まれ抜く際、刃のはね返りで身体を傷つける。	・ 製品にあった吊金具を使用する。 ・ ワイヤーの張り具合を確認する。 ・ 吊荷の下に入らない。 ・ 人と重機との分離措置を行い、かつ監視員を配置する。 ・ 台木は平坦かつ安定した場所へ設置する。 ・ キックバックしやすい刃の上部4分の1を使用しない。 ・ 刃が挟まった場合は、必ずエンジン切ってから引き抜く。	・ 切断作業は二人で行い、お互いに安全確認を行う。
後片付け作業	1. ワイヤー、吊金具の点検 2. 材料、工具の片付け	① ワイヤーのキンクや素線切れがないか確認。 ② フックに変形、摩耗、亀裂、キズ、腐食、錆などがないか確認。		Point2 詳細で、かつ、わかりやすい記載内容とする。 ⇒すべての年代、とりわけ若手労働者における作業内容及び危険性の理解を図るため。 例えば、 ・ 「フックを確認。」だけでなく、フックの何を点検、確認するのか明記すること。 ・ 「○○を切断する。」だけでなく、工具の使用法や作業時の体勢などまで明記すること。 ・ 作業手順だけを記載するのではなく、各作業工程における危険性や有害性を記載し、その対応策、注意事項まで記載すること。	

切断手順



専用台木を使用（00二次製品切断用台木）



中二本と端二本の台木に高さの差をつけることで
切断完了の際に隙間が生じカッターの刃が挟み込まれない

切断完了の際にカッターの刃が挟み込まれない

Point3
図による補足説明を取り入れる。
⇒文章よりも図の方が、作業内容をイメージしやすいため、より明確に労働者へ作業内容を周知することができるため。